

# 日系企業が IT不祥事を防ぐために知っておくべき IT資産管理のリスクマネジメント ～漫然放置による重大リスクとその対応策～

2019年11月28日

BSA | The Software Alliance

日本担当顧問

T M I 総合法律事務所

弁護士 石原 修

# AGENDA

1. BSAについて
2. アジアで摘発された場合～日本企業への影響～
3. ソフトウェアライセンスの理解と管理の重要性  
～法令と契約の基本を学ぶ～【日本の場合】
4. 不正コピーの最新事例と発覚時の代償【日本の場合】
5. リスクの予防には何が必要か？
6. 気をつけたい“誤解”
7. まとめ
8. BSAの教育啓発コンテンツ

# 1. BSAについて

～日本で活動を開始して27年～

BSA はグローバル市場において、世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体。BSAの加盟企業は、世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成。

代表：ビクトリアA. エスピネル  
(プレジデント 兼 CEO)



- 米国 1988年： 設立
- 日本 1992年： 活動開始
- 1995年： 違法コピーホットライン開設
- 2000年： 講師石原BSA日本担当顧問就任
- 2009年： 違法告発.com開設
- 2015年： 「違法コピーホットライン」 開設20周年
- 2019年： 日本活動開始27年

## BSA加盟企業



(2019年11月現在)

## 不正対策

知的財産の保護と  
イノベーションの促進

非正規ソフトウェアの撲滅に努め  
ソフトウェア産業の反映に尽力する

- ▶ グローバルな権利保護支援プログラム
- ▶ 政府への協力
- ▶ 不正対策広報
- ▶ 組織内不正コピー「情報提供窓口」設置

## オンラインでの不正防止

インターネットを利用したあらゆる形式での  
ソフトウェアの不正取引を阻止する

- ▶ ソフトウェア不正取引の防止
- ▶ クラウドでの不正コピーへの対応

## コンプライアンス支援

あらゆる規模の組織に対し、正規ソフトウェ  
アの価値についての理解を促進する

- ▶ ソフトウェア資産管理 (SAM)
- ▶ 教育ツール&リソース

## 政策提言

## グローバルアドボカシー

政府や利害関係者と連携し、  
世界のソフトウェア産業が反映できる  
法的枠組みと市場の構築を促進します

- ▶ 知的財産とイノベーションの保護
- ▶ グローバル市場の開放
- ▶ グローバルクラウドの促進
- ▶ プライバシーの保護
- ▶ サイバーセキュリティ

## 調査研究



**NAVIGATING  
THE CLOUD**  
ソフトウェア資産管理  
が  
以前に増して重要課題  
となる理由



**グローバル  
ソフトウェア調査**



**グローバル  
クラウドコンピ  
ューティング  
スコアカード**



**アジア太平洋  
サイバーセキュリティ  
ダッシュボード**



**データは  
何をもたらすのか  
データ  
イノベーションが  
実現する世界**

## 2. アジアで摘発された場合 ～日本企業への影響～

# タイの日系企業に対する BSAとメンバー企業による立入調査

**2015年** 全立入調査数：238社 日系企業：8社（3%）  
（製造業3社、設計・エンジニアリング業3社、コンサル業1社、メディア1社）

**2016年** 全立入調査数：270社 日系企業：13社（5%）  
（製造業11社、輸入・販売業1社）

**2017年** 全立入調査数：72社 日系企業：3社（4%）  
（製造業2社、輸入・販売業1社）

**2018年** 全立入調査数：80社 日系企業：6社（7.5%）  
（製造業5社、ソフトウェア開発業1社）全賠償額 USD 8.4M

## ベトナムの日系企業に対する BSAとメンバー企業による立入調査

**2014年** 日系企業：1社 A社 損害額 67,589米ドル

**2015年** 日系企業：3社 B社 損害額 42,016米ドル  
C社 損害額 325,580米ドル  
D社 損害額 96,674米ドル

**2016年** 日系企業：2社 E社 損害額 49,666米ドル  
F社 損害額 2,146,410米ドル

## 刑事事件 警察の摘発

日本企業の現地事業所（支店、駐在事務所、子会社等）が現地の警察当局の摘発を受けた事例も多数

### 2006年：フィリピン【日本で報道】

違法にコピーしたソフトを使用した疑いで、フィリピン国家警察が日本のゼネコン現地作業所を捜査し、パソコン74台を押収

### 2013年：タイ【日本で報道】

タイ警察経済犯罪部（ECD）が日系自動車部品メーカーの100%子会社2社を含む19社を摘発

### 2017年：マレーシア

違法にコピーしたソフトを使用した疑いで、マレーシア警察が日本企業の現地事業所を捜査し、PCを押収

### 2018年：タイ

タイ警察経済犯罪部（ECD）が74社を摘発、日系企業4社も対象（産業用機器製造2社、自動車部品製造2社）

**これらは氷山の一角**

### 3. ソフトウェアライセンスの理解と 管理の重要性

～法令と契約の基本を学ぶ～  
日本の場合

## 【問題】

次のうち、著作権侵害に該当しないものは、何問ありますか？

1. ソフトウェアをPCにインストールして利用するのは、不正販売目的でソフトウェアをダビングし海賊版を製造するのと異なり、そもそも「複製」に該当しないので、著作権を侵害しない。
2. ライセンスが足りなくなったので、とりあえずライセンス無しでソフトウェアをインストールしたが、結局一度も使用しなかった。
3. 誰も使わなくなった処分用のパソコンのソフトウェアを、アンインストールせずに、別のパソコンにインストールする。
4. 客先に自分のPCを持ち込んで業務中、急遽ソフトウェアが必要になったので、客先からインストールCDを借りてインストールさせてもらい、1時間だけ利用してアンインストールした。

まず、日本の著作権法が、ソフトウェアの著作権をどのように定めているのか見てみましょう

## 著作権法の規定 「著作者と著作権者」

**著作者**とは、

「**著作物を創作する者**」 (法2条1項2号)

著作者と著作権者の関係

**著作者**は、「**著作者人格権**」及び「**著作権**」を享有する。(法17条1項)

それではソフトウェアは著作物でしょうか？

**「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（法2条1項1号）**

1. 思想又は感情の表現であること
2. 表現に創作性があること
3. 外部に表現されていること
4. 表現が文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること

## 著作物の例示（法10条1項）

この法律にいう著作物を例示すると、  
おおむね次のとおり

1. 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
2. 音楽の著作物
3. 舞踊又は無言劇の著作物
4. 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
5. 建築の著作物
6. 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
7. 映画の著作物
8. 写真の著作物
9. **プログラムの著作物（1987年4月1日施行）**

今年施行32年

# 著作者の権利

## 著作者人格権（法18条～20条）

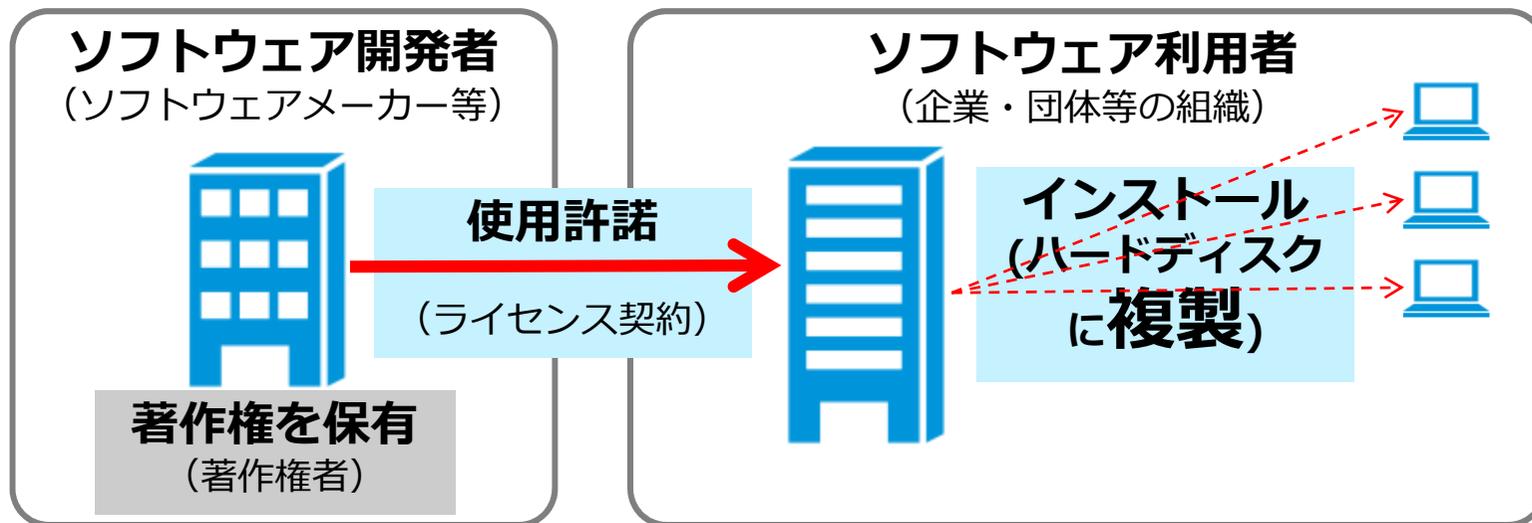
1. 公表権（法18条）
2. 氏名表示権（法19条）
3. 同一性保持権（法20条）
4. 名誉・声望保持権（法113条6項）

## 著作権（著作財産権）（法21条～28条）

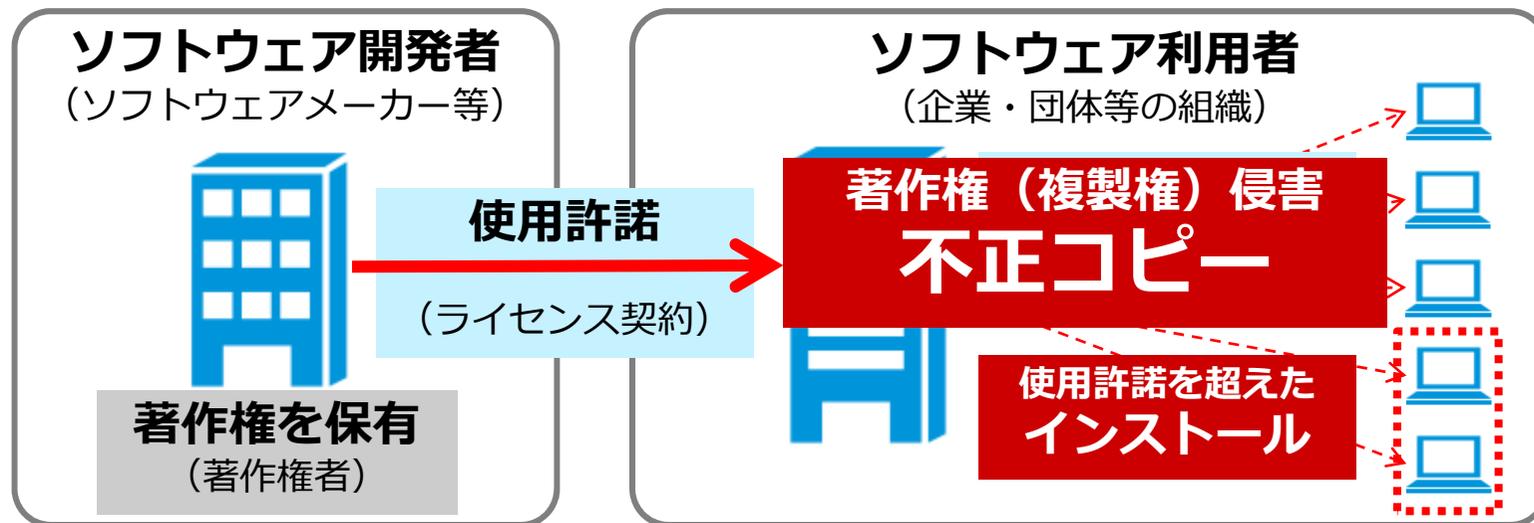
- 複製権（法21条）
- 上演、演奏権（法22条）
- 上映権（法22条の2）
- 公衆送信権（法23条）
- 口述権（法24条）
- 展示権（法25条）
- 頒布権（法26条）
- 譲渡権（法26条の2）
- 貸与権（法26条の3）
- 翻訳権、編曲権、変形権、翻案権（法27条）
- 二次的著作物の利用権（法28条）

## 権利の束

使用許諾に基づく適切なライセンス管理が行われていれば問題ありませんが・・・



ライセンスを管理しない、または管理が不十分だと不正コピーに陥りやすくなります



## ライセンスとは（他人の著作物を利用する場合）

### 使用許諾 = ライセンス契約

- 利用する場合の対価（ライセンス料）
- 利用できる地域（テリトリー）
- 利用できる期間
- 複製できる回数 等

#### 【著作権者から使用許諾（ライセンス）を受ける】

##### 著作権法63条

- ① 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
  - 著作権者の立場からすれば、許諾するかしないかは、著作権者の自由
- ② 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。
  - 利用方法及び条件は、著作権者が自由に決めることが出来る。  
但し、相手がそれを受け入れるかどうかは別

## 4. 不正コピーの最新事例と発覚時の代償 ～日本の場合～

## 【問題】

職場のパソコンにライセンスを超えてソフトをインストールした場合、最も重い刑事罰はどれですか？

1. 罰金 50 万円
2. 罰金 1000 万円
3. 懲役 10 年
4. 罰金 50 万円と懲役 10 年の両方
5. 罰金 1000 万円と懲役 10 年の両方

**【問題】**

社員が会社の業務のために、PCにライセンスを超えてソフトをインストールした場合、会社（法人）の刑事罰は？

1. 窃盗と同様に刑事罰なし
2. 罰金 **1 0 0 0** 万円以下
3. 罰金 **5 0 0 0** 万円以下
4. 罰金 **1 億円**以下
5. 罰金 **3 億円**以下

## 民事訴訟例（損害賠償）

### 著作権侵害に関する判例（ビジネスソフトの場合）

司法試験予備校事件

約8,500万



東京地方裁判所

2001（H13）年5月16日判決

コンピュータスクール事件

約4,000万



大阪地方裁判所

2003（H15）年10月23日判決

**【問題】**

職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見しました。適切な対応を選んでください。

1. 担当ではないので見なかったことにする
2. 不足分のライセンスを購入して埋め合わせる
3. 見逃せないなので、即座にアンインストールする
4. ITに詳しい知人に相談する
5. どう対応すべきかメーカーに相談する

**【問題】**

職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見しました。適切な対応を選んでください。

**✕ 2. 不足分のライセンスを購入して埋め合わせる**

司法試験予備校事件で、司法試験予備校は『不正コピーが発覚した後に正規品を購入すれば、過去に不正コピーをしていた分についての損害賠償を一切支払う必要はない』と主張しましたが、裁判所は『**失当である**』と全面的に否定しました。

**【問題】**

職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見しました。適切な対応を選んでください。

**【刑法第104条】**

他人の刑事事件に関する証拠を隠滅した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する



3. 見逃せないので、即座にアンインストールする

無断でアンインストール（削除）すると、著作権法違反被擬事件の証拠を隠滅したことになり、証拠隠滅罪に該当する可能性があります。

**【問題】**

職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見しました。適切な対応を選んでください。

無断でアンインストール（削除）すると、著作権法違反被擬事件の証拠を隠滅したことになり、証拠隠滅罪に該当する可能性があります。

**【刑法第104条】**

他人の刑事事件に関する証拠を隠滅した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する

4. どう対応すべきか **メーカーに相談**する

## 和解例（損害賠償）

### 不正コピーの代償（財務的負担）が、 企業経営（組織運営）を大きく圧迫

#	損害賠償金額	種別
1	4億4,000万円	企業
2	3億1,500万円	企業
3	2億5,000万円	企業
4	2億1,000万円	学校法人
5	1億9,000万円	企業

※ B S A の情報提供窓口へ寄せられた情報に基づき発覚した  
ビジネスソフトの組織内違法コピーについて、和解により解決した例

2018年11月1日現在

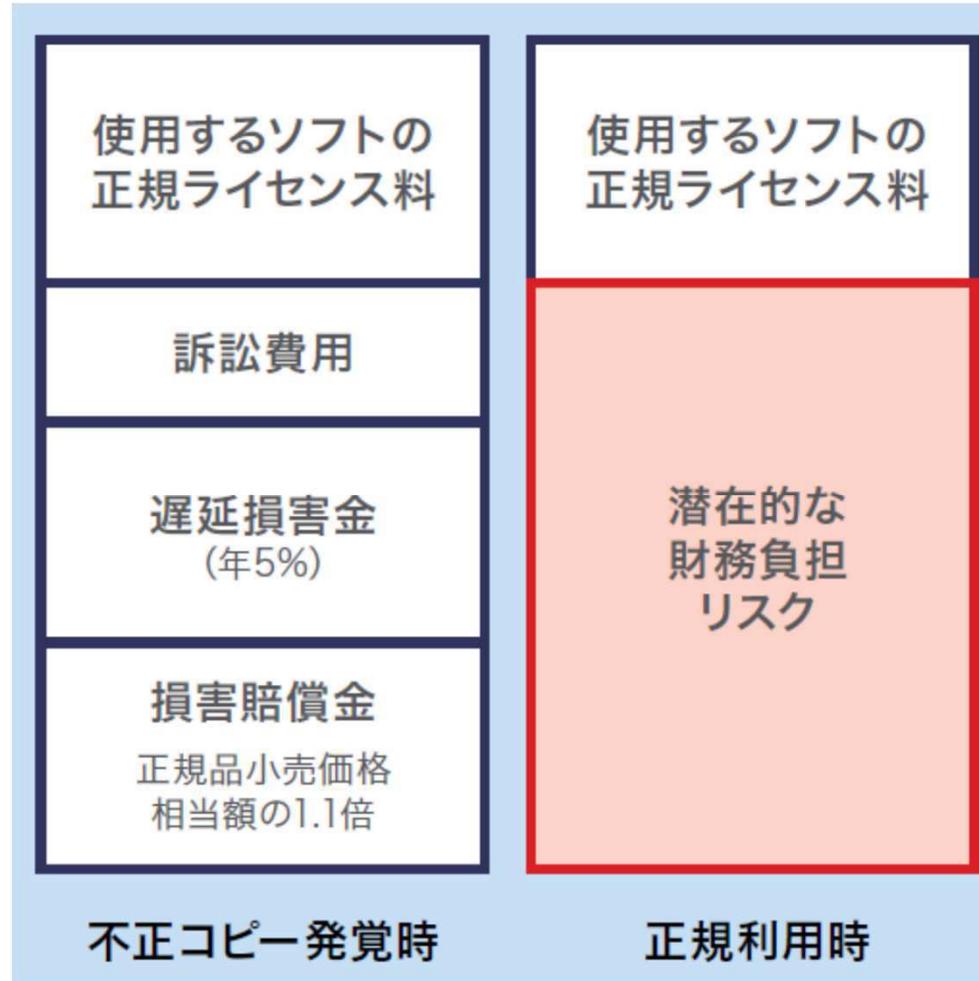
## 和解例 (損害賠償)- 従業員500名以下 多額の損害賠償は大企業だけの話ではない

#	損害賠償金額	業種
1	4億4,000万円	ソフトウェア開発
2017年10月	1億7,000万円	電子部品装置等製造販売
2018年12月	1億6,000万円	ソフトウェア開発
4	1億4,000万円	金融
5	1億2,000万円	製造
2017年8月	1億0,900万円	基幹系業務システム・ソフトウェア開発

※ B S A の情報提供窓口に寄せられた情報に基づき発覚した  
ビジネスソフトの組織内違法コピーについて、和解により解決した例

2019年5月31日現在

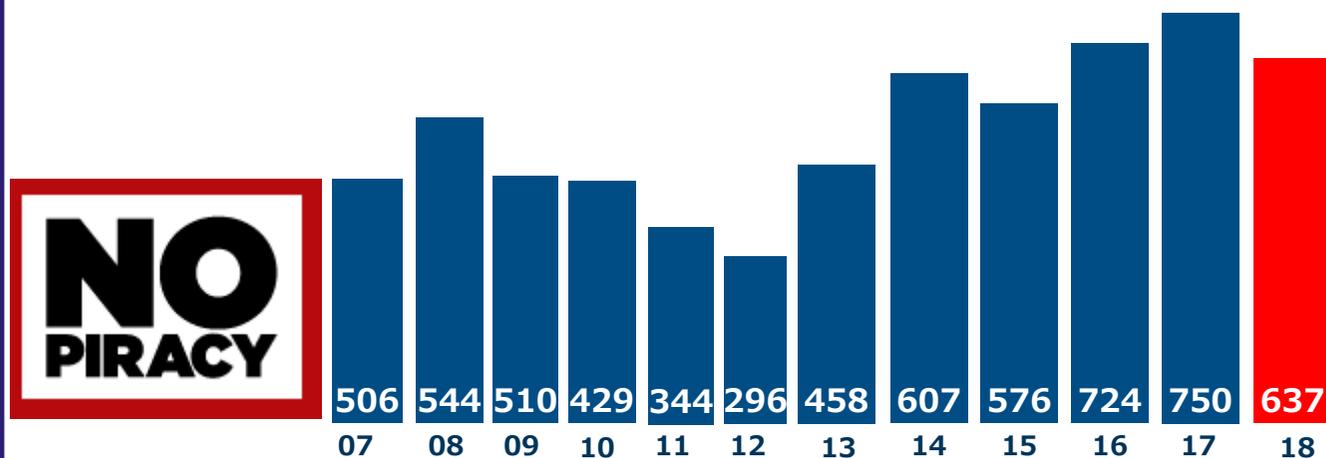
## 違法コピー発覚時の財務負担は大きい



## きっかけは全て情報提供から

日本のBSA情報提供窓口には、12年で6381件、年平均500件の不正コピー情報がBSAの情報提供窓口で報告されています。2016年以降は毎年600件を超えています。

組織内不正コピーに関する情報提供数の推移



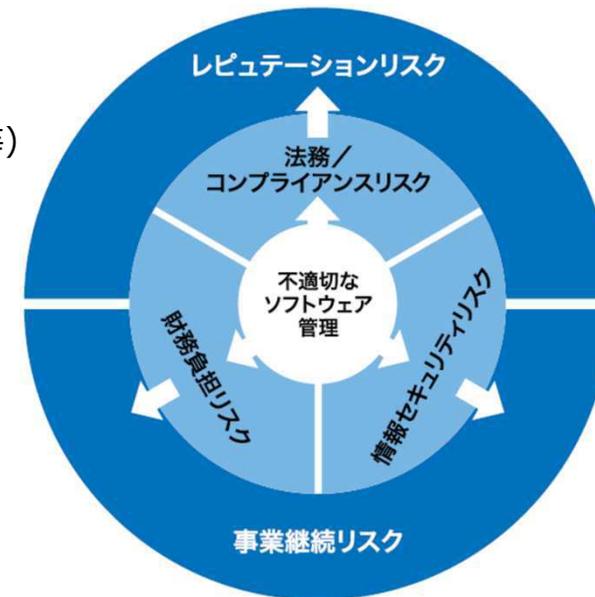
出典：bsa.or.jpの情報提供窓口を通じた通報件数

# ソフトウェア管理を漫然と放置した場合のリスク

## 一次リスク

- 法務/コンプライアンスリスク
  - 不正コピー発覚時の賠償請求
  - 刑事罰
- 情報セキュリティリスク
  - ウィルス、スパイウェアの混在
  - ファイル交換ソフト（Winny、Share等）
  - 個人情報・機密情報漏洩
- 財務負担リスク
  - 予期しない追加購入等
  - 取締役の個人責任

## 管理不在のリスクイメージ



## 二次リスク

- レピュテーションリスク
  - マスコミ報道等で被害拡大
- 事業継続リスク
  - 顧客離れや取引停止等

不正コピー発覚時のリスクは広範かつ連鎖する虞れ

## 納入先のコンプライアンス条件に抵触すると

### サプライチェーンCSR推進ガイドブック (JEITA)

多くの企業・団体で、コンプライアンスの一環として『CSR調達』を実施しガイドラインを制定しているが、人権・環境等とともに“知財保護”を「公正取引・倫理」の問題ととらえ、「他者の知的財産権を侵害しない」としたうえで、「コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等も知的財産権の侵害にあたる。」と明言している。(JEITA 社団法人電子情報技術産業協会)

### 取引拒絶

不正コピーが報道されると、「知的財産権を侵害するような企業は、我が社のコンプライアンス条件に抵触するから、取引できない。」として、拒絶される可能性がある。また、国、地方公共団体の入札に参加できない（指名停止など）可能性。

## 2018年に公表された個人情報漏洩事件数

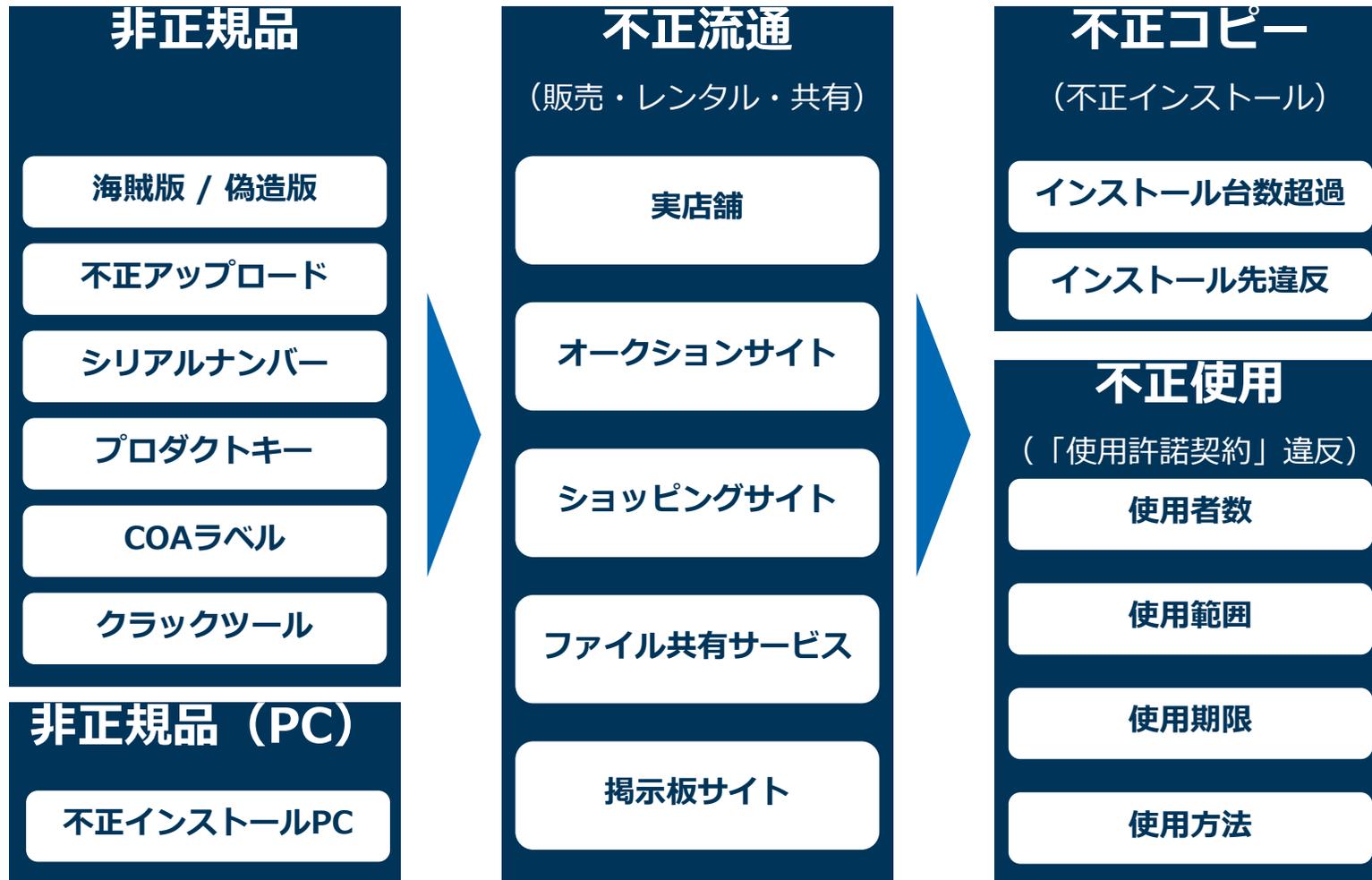
# 443

表面化しているのは氷山の一角  
企業・組織における大きなリスク要因

漏洩人数	561万3,797人
想定損害賠償総額	2,684億5,743万円
一件あたりの漏洩人数	1万3,334人
一件あたり平均想定損害賠償額	6億3,767万円
一人あたり平均想定損害賠償額	2万9,768円

日本ネットワークセキュリティ協会 2018年情報セキュリティインシデントに関する調査  
報告書～個人情報漏えい編 速報版～2019年6月10日

# 不正コピー・不正使用の態様



新たな法的対応

**不正競争防止法 違反**

**私電磁的記録不正作出・供用罪**

**商標法 違反**

従来の法的対応

**著作権法 違反**

## 5. リスクの予防には何が必要か？

## 徹底した意識改革

リスク管理は徹底したいが、ソフトウェアは“目に見えず”  
管理が容易ではない。管理徹底には経営層の強い意志・改革が必要

必要なライセンスは  
保有しているのか？

ライセンスがあると  
証明できるのか？

どのPCに  
何がインストール  
されているのか？

台帳は整備  
されているのか？

どこに何台のPCが  
あるのか？

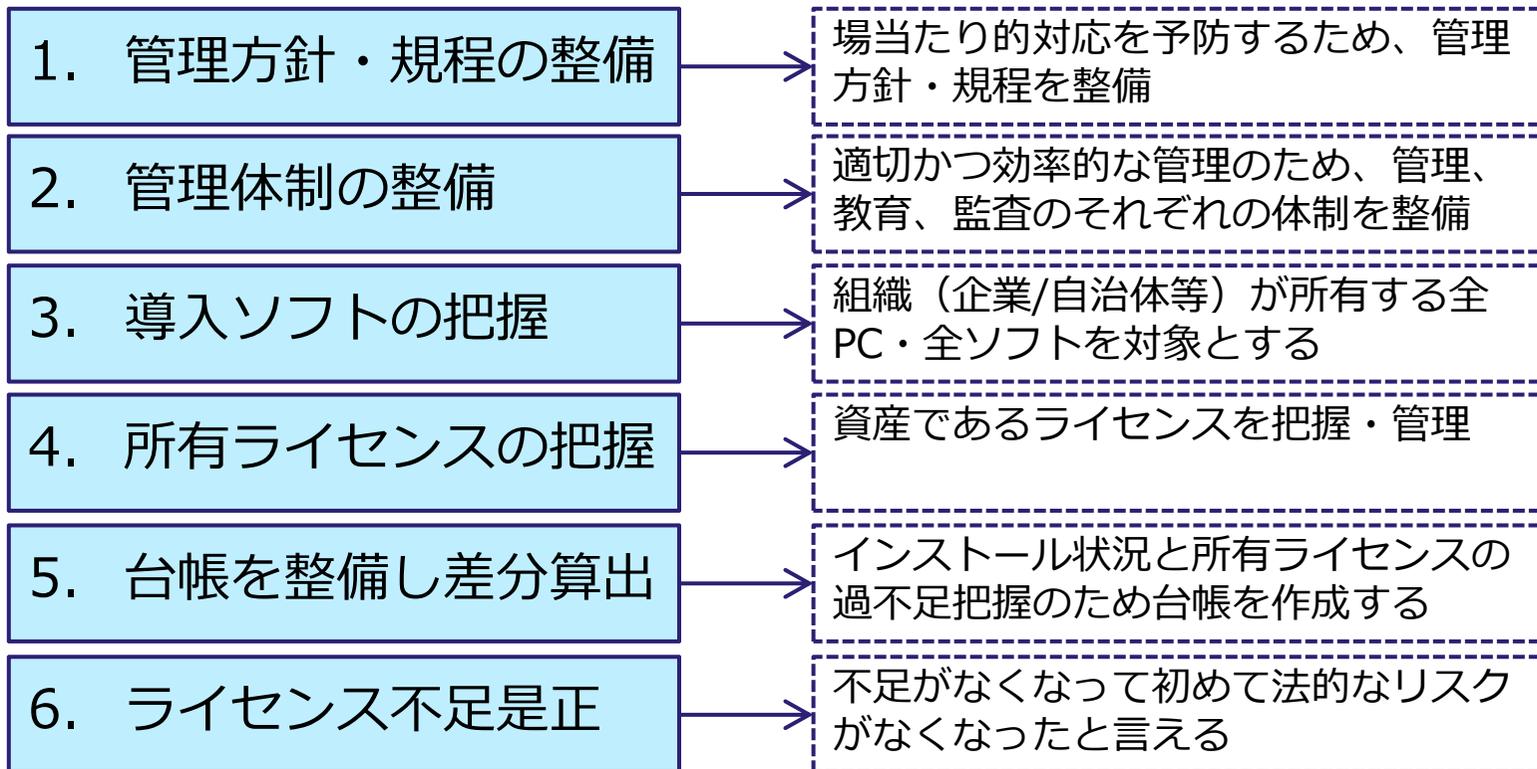


ツールで調査できない  
スタンドアロンPCは、  
台帳に反映されて  
いたでしょうか？

**全組織的な取組みと位置づけ、  
部門横断的な組織を設置し管理を徹底する！**

## 全社的な現状把握

### 全PCを対象とした機関内監査（全数棚卸）が必要



メーカーとの間でライセンス数の認識に関して、  
齟齬がないよう事前の相談が重要

## 定期的なレビュー

1. 管理方針・規程の整備	→	場当たりの対応を予防するため、管理方針・規程を整備
2. 管理体制の整備	→	適切かつ効率的な管理のため、管理、教育、監査のそれぞれの体制を整備
3. 導入ソフトの把握	→	組織（企業/自治体等）が所有する全PC・全ソフトを対象とする
4. 所有ライセンスの把握	→	資産であるライセンスを把握・管理
5. 台帳を整備し差分算出	→	インストール状況と所有ライセンスの過不足把握のため台帳を作成する
6. ライセンス不足是正	→	不足がなくなって初めて法的なリスクがなくなったと言える
7. 定期的なレビュー	→	4半期に1度、最低でも年に1度の割合でレビューを行い台帳を更新

適正な状態を保つため定期的なレビューが必要

## 6. 気をつけたい“誤解”

## 気をつけたい5つの誤解

1. 管理者がいるから大丈夫
2. 業者に任せているから大丈夫
3. 管理ツールを導入しているから大丈夫
4. 部門ごとに管理しているから大丈夫
5. インストール制限をしているから大丈夫

## 【誤解例 1】 管理者がいるから大丈夫

- 定期的に報告をさせているか？
- 著作権・ライセンス等を十分に理解しているか？
- その報告内容が正しいと言える根拠は？
- 定期的にレビューさせているか？
- 定期的に外部監査を受けているか？

リスクマネジメントの基本  
～性善説で捉えてはいけない～

## 【誤解例 2】 業者に任せているから大丈夫

- 仕様通りか検収できているか？（例）
  - 仕様のないソフトウェアがインストールされている
  - プレインストール版を発注したはずが製品版が納品されていた
  - 納品物だけでは判らなかったが、権利を侵害した方法でキッティングが行われていた
- P C納入業者は、正規品を使用しているか？（例）
  - 不正コピーがインストールされたP Cの販売

ソフトウェアライセンスの知識が  
不十分な業者も存在する

## 【誤解例 3】 管理ツールを導入しているから大丈夫

- ネットワークに接続されていない端末の情報は収集できない
- 把握できるソフトウェアの範囲は、ツールごとに異なる

ツールは、ライセンス管理業務を補助する道具で、万能ではない

## 【誤解例 4】 部門ごとに管理しているから大丈夫

- 全社的に責任をもつ部門が不在となり、管理状態にムラができる
- 性善説的な管理に陥りやすい
- 部門間での人事異動やパソコン移管の際に、台帳への記載漏れ等が発生しやすい
- 管理体制が漫然と放置されやすくなる

一元管理でなければリスクは高まる

## 【誤解例 5】 インストール制限をしているから大丈夫

- 制限をすり抜けインストールされるソフトウェアやウィルスの存在

インストール制限は万全ではない

## 7. まとめ

## 違法コピー予防のための管理、5つのポイント

1. 経営層が自ら意識を改革すること
2. 基本台帳（管理台帳）が存在すること
3. （定期的な全数棚卸に基づき）台帳の情報を更新するルールが存在すること
4. （第三者による監査の活用など）ルールが遵守されていることが検証されていること
5. 「不一致」が見つかった場合に適法な手段により是正されること

海外の事業所に上記を徹底



## 8. BSAの教育啓発コンテンツ

## 【ご案内】ダウンロードコンテンツ

### ソフトウェアライセンスの 不備が誘発する リスクと対策

- 本日の講演内容を簡潔にまとめた資料
- ダウンロードのうえ  
ご活用ください



[http://bsa.or.jp/files/BSA\\_Risk.pdf](http://bsa.or.jp/files/BSA_Risk.pdf)

## 【ご案内】eラーニング・サービス

	ソフトウェアライセンスを 初歩から解説	コンプライアンス面から見た ライセンス管理の重要性を解説
	 <p>いまさら聞けない ソフトウェア・ライセンス入門 » START! «</p>	 <p>トップマネジメントのための ソフトウェア・コンプライアンス入門 » START! «</p>
<b>公開版</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社員のリテラシー教育に最適</li> <li>● 受講時間約20分</li> <li>● 受講管理者がいない、または受講管理が不要な組織向け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営陣の意識改革に最適</li> <li>● 受講時間約20分</li> <li>● 受講管理者がいない、または受講管理が不要な組織向け</li> </ul>
<b>社内研修版</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社員のリテラシー教育に最適</li> <li>● 受講時間約40分</li> <li>● 受講管理者によるしっかりした社内研修をお求めの組織に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営陣の意識改革に最適</li> <li>● 受講時間約40分</li> <li>● 受講管理者によるしっかりした社内研修をお求めの組織に</li> </ul>

まずは【BSA eラーニングサービス 総合案内】にアクセス！  
[www.bsa.or.jp/e-learning-info/](http://www.bsa.or.jp/e-learning-info/)

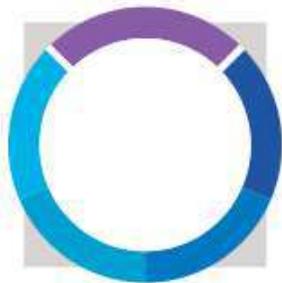
# 【ご案内】ソフトウェア資産管理サポート

	企業向け <b>C-SAMポータル</b> <a href="http://bsa.or.jp/csamportal/">bsa.or.jp/csamportal/</a>	公共機関向け <b>P-SAMポータル</b> <a href="http://bsa.or.jp/psamportal/">bsa.or.jp/psamportal/</a>
 <b>ドキュメントライブラリ</b> 規程・台帳・様式類のひな型	○	○ 宮崎県の様式も公開中
 <b>講師紹介受付</b> 講師への講演依頼フォームを掲載中	○	○
 <b>SAM構築事例</b>	×	○ 神戸市、宮崎県、石川県の事例を公開中
 <b>リスクマネジメントの手引き</b>	○	○

## Verafirm – 世界クラスのSAMツール(英語)

<https://smeinfoportal.org/>

あらゆる規模の企業が、ISOのベンチマークに基づいた  
ソフトウェア資産管理プログラムを  
理解、管理、認証するためのオンラインシステム



**Verafirm**

Smart. Simple. Efficient.

認定

モニタリング

マネジメント

エデュケーション

# Verafirm – 世界クラスのSAMツール(英語)

<https://smeinfoportal.org/>

ソフトウェア資産管理に関する  
世界クラスの認証、管理、教育ツールを提供

## 大企業向け



ソフトウェア資産管理プロセスがグローバルスタンダードに準拠していることを証明

「タイヤマハモーター」が、タイの民間企業として最初の認定を取得、「ヤノエレクトロニクスタイランド」が2017年に認定を取得

## 中小企業向け



ソフトウェアライセンスをオンラインで管理する、シンプルで機能豊富なツール



第三者によるソフトウェアライセンスコンプライアンスの検証

## サプライチェーン向け



統合されたサプライチェーンにおけるソフトウェアコンプライアンスを追跡するグローバル監視ツール

## 個人向け



ソフトウェア資産管理の実装方法に関するクラス最高水準のオンライン学習コース

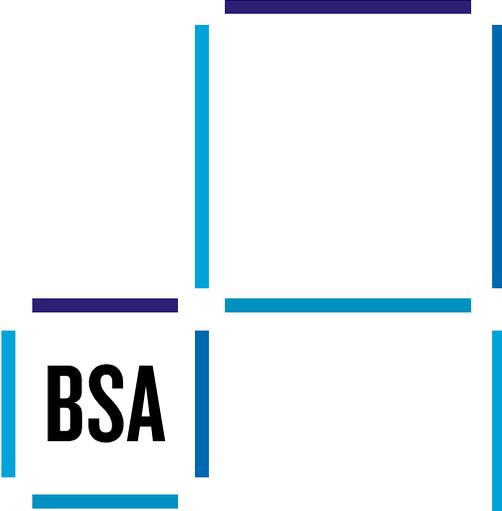
## Verafirm – 世界クラスのSAM 認証(英語)

<https://www.bsaverafirm.org/samcertification/>

SAMの世界標準であるISO 19770-1に準拠してSAM設計、実装および最適化を支援するオンラインコースを提供。企業が効率的、法令遵守かつ機動的になるためのツール。認証評価、証明書、デジタル認証が含まれています。

- ・ Plan-Do-Check-Act 方法論に基づいて SAM の管理システムを設定する方法についての詳細なトレーニングを提供
- ・ ISOによって推薦される15の重要な運用プロセスの実行に関する詳細な情報を提供
- ・ ISO 19770-1の原則とSAMシステムへの適用に関する認証を受けることができる





**BSA**

# Thank you

[bsa.or.jp](http://bsa.or.jp)